

議員提出議案第3号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成25年6月26日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

提出者	南相馬市議会議員	志賀稔宗
賛成者	南相馬市議会議員	平田武
〃	〃	小林正幸
〃	〃	渡部寛一
〃	〃	奥村健郎

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）による被害は、深刻かつ広範で、事故から2年3か月以上経過した現在においても事故の全容すら明らかになっておりません。

不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、民法第724条前段により被害者が損害及び加害者を知ったときから3年とされており、原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく損害賠償請求権の消滅時効もこれと同様に解されているところです。

しかし、生活基盤そのものを失い、今後の生活の見通しが立たない深刻な被害をこうむった被害者がみずからの被害の全容を客観的に把握し、その被害に見合った賠償を3年以内に求めることは極めて困難です。

一方、今国会において「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（以下「特例法」という。）」が成立しました。

この特例法は、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介手続が打ち切りとなった場合、手続打ちりの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴訟を提起すれば、和解仲介申立時に訴えを提起したものとみなすことで時効中断を認めるものであり、一定の評価はできるものですが、時効中断は和解仲介申立てをした損害項目に限られていることや、和解仲介手続申立ての件数は被災者・避難者の数に比してごく一部にとどまっていることから、被災者・避難者の救済としては極めて不十分と言わざるを得ません。

よって、下記事項の実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記

- (1) 原発事故に係る損害賠償請求権について、民法第724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講じること。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

南相馬市議会議長 横 山 元 栄

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

復興大臣 様

文部科学大臣 様

経済産業大臣 様